

○喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定について

平成 15 年 10 月 1 日

消防本部告示第 5 号

茅ヶ崎市火災予防条例(平成 4 年茅ヶ崎市条例第 3 号)第 33 条第 1 項の規定により消防長が指定する場所は、次のとおりとします。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)を持ち込んでではない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席を除く。
 - (2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店(以下「キャバレー等」という。)の舞台
 - (3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(当該用途に供する床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)の売場、展示の用途に供する部分及び通常顧客の出入りする部分
 - (4) 屋内展示場(当該用途に供する床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)で公衆の出入りする部分
 - (5) 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用途に供される部分
 - (6) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事等で火を使用する場所を除く。)
- 2 危険物品を持ち込んでではない場所
 - (1) 劇場等で前項第 1 号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー等で前項第 2 号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
 - (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)